

重要なお知らせ

平成28年7月26日現在の情報
※ 今後内容が変更される場合もあります。

【普通免許を取得される方へのお知らせ】

平成29年3月12日に道路交通法の一部改正があります。

平成29年3月12日に『準中型免許』が新設される法改正があります。
これに伴い、普通免許で運転することのできる自動車の範囲が変わります。

前 法改正 **前** に普通免許を取得された方は下記の図のように
車両総重量5 t未満 最大積載量3 t未満 乗車定員10人以下まで運転する
ことのできる普通免許になります。

	普通免許	中型免許	大型免許	
【現行制度】	車両総重量	5 t未満	5 t以上 11 t未満	11 t以上
	最大積載量	3 t未満	3 t以上 6.5 t未満	6.5 t以上
	乗車定員	10人以下	11人以上 29人以下	30人以上
	受験資格	18歳以上	・20歳以上 ・普通免許等 保有通算2年以上	・21歳以上 ・普通免許等 保有通算3年以上

最終学科（適性）試験合格日が改正法施行日以降であれば、新法の普通免許証の交付となります。
新法施行日前の最終試験日が、平成29年3月10日（金）になりますのでご注意ください。

平成29年3月12日の法改正 **後** に普通免許を取得された方は下記の図の
ように車両総重量3.5 t未満 最大積載量2 t未満 乗車定員10人以下まで運転する
ことのできる普通免許になります。

	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許	
【新制度】	車両総重量	3.5 t未満	3.5 t以上 7.5 t未満	7.5 t以上 11 t未満	11 t以上
	最大積載量	2 t未満	2 t以上 4.5 t未満	4.5 t以上 6.5 t未満	6.5 t以上
	乗車定員	10人以下	10人以下	11人以上 29人以下	30人以上
	受験資格	18歳以上	18歳以上	・20歳以上 ・普通免許等 保有通算2年以上	・21歳以上 ・普通免許等 保有通算3年以上

※この改正前に普通自動車免許を取得した運転者は影響を受けません。
改正後もこれまで同様、車両総重量5 t未満 最大積載量3 t未満 乗車定員10人以下まで運転できます。